

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和元年9月6日）

議事日程（第3号）	71
日程第1 一般質問	73
1. 松本健治 議員	73
2. 馬場 哉 議員	86
3. 原田周一 議員	92

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月6日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 松本健治 議員
2. 馬場 哉 議員
3. 原田周一 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博巳 君
総 務 部	長	奥谷 明 君

健康福祉部長	久野村 観 光 君
建設事業部長	野 田 泰 生 君
まちづくり整備推進 担 当 部 長	黒 川 剛 君
教 育 部 長	光 嶋 隆 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
企 画 財 政 課 長	矢 野 里 志 君
税 住 民 課 長	馬 場 浩 君
介 護 医 療 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
上 下 水 道 課 長	垣 内 清 文 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君
社 会 教 育 課 長	清 水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、ご報告をいたします。

本日、木原産業観光課長より欠席の申し出があり、これを許可をしております。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。松本健治議員の一般質問を許します。松本議員。

○8番（松本健治） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式により質問をさせていただきます。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

大きく、子どもたちの安全について、そして、2つ目は健康増進法の一部改正について、そして、3つ目は新庁舎移転後の公共交通についてという内容でございます。どうぞ
よろしくお願い申し上げたいと思います。

まず、1点目の子どもたちの安全について。

この中身も3つに分かれておりまして、1つは自転車の交通安全についてでございます。

小中学校では、1学期、そして夏休みが過ぎまして、既に8月26日から2学期が始まっています。

昨今のいろんな出来事においても、子どもたちが巻き込まれる事故、事件があまりにも多く、また、それもまことに残念な痛ましい結果となってしまっていることが多くございます。それは、本町においても対岸の火事ではなく、いつ発生するのかわからないことであるように思います。そのためには、少しでもその懸念を日頃からお互いに注意して払拭するといえますか、取り除くことが私たち大人の役割であり、責任であろうかというふうに思います。

まず、自転車でございますけれども、日頃から感じていることは、高校生や中学生を中心として、国道307号線周辺において大きな事故にはつながっていないものの、中学生をはじめとした自転車と小学生、歩行者とのこういうニアミスといえますか、現実に私が登校の見守りを同行している307号近辺では時々ございます。もし、接触事故をした

りすると車道に落ちたりすることも予想されます。昨今では保険加入を義務づけされましたが、自転車においても大きな損害賠償責任が生じております。

自動車と自転車と歩行者、お互いにマナーを守り、注意しなければならないと思います。それには、本町の場合、狭い歩道で難しいことではありますが、極力クロスするところをなくすことが一つのポイントではないかなと思います。その点について、当局の現状認識なり、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

近年、全国的に自転車による大きな交通事故などが発生しており、児童生徒のみならず一般の方も含めまして、自転車に対する交通安全対策は非常に重要なものとなっております。

国道307号周辺の歩道における自転車と歩行者との近距離でのすれ違いにつきましては、現在のところ大きな事故には至っておりませんが事故が心配されているところであり、議員ご指摘のとおり、自転車と歩行者との近距離でのすれ違い、クロスがないことが理想であると考えております。そのことから、児童生徒に対しましては、各学校において国道307号などを通行する際の交通安全につきまして、日頃から指導を行っており、また、交通安全指導員や見守り安全パトロール隊などにおいて、交通安全の注意喚起や通学児童の見守りを行っていただいているところでございます。

引き続きまして、教育委員会・学校・交通安全関係団体と連携しながら、事故が発生することのないよう、注意喚起・啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 国道307号線並びに近辺で輻輳する箇所では、自転車と歩行者の走行、そして歩行の標示を明確にすべきじゃないかなという一つの例でございます。例えば、自治体においては、歩行者と自転車の通行区分の明示をしているところもあるようでございます。こうしたことについていかがでしょうか。当局のご見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） ご質問にございました自転車と歩行者の通行区分につきましては、町道においては自転車専用レーンの設置には至っておりませんものの、通学歩行者へ

の安全対策として、グリーンベルトの設置を実施してきたところでございます。また、国道307号におきましては、現状では自転車と歩行者の区分を行うことは厳しい部分があるかと思受けられますが、自転車と歩行者の安全対策を第一に考え、国道307号については都市計画道路として決定していることから、管理を行っている京都府山城北土木事務所へ拡幅事業の要望等も含め、安全対策について協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、自主的に止まったりして注意を払っている子どもたちもおりますものの、学校といったしましても、行き違い困難なときには止まったり、降りて押してすれ違うなど、安全には十分注意を払うように指導をさらに徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 琵琶湖の湖岸道路でも、今年から車道と、そして自転車の区分表示に青色の矢印を全域に引いていくというふうに整備をされました。目に見える安全対策が進められているようでございます。再質問の補足として申し上げておきたいと思っております。

また、8月になってから、国道307号線の歩道部分を私も銘城台からずっと通って、湯屋谷の交遊庵やんたんのところまで走りました。ただ、特に夏場では歩道の端に雑草が生え茂っておりまして、歩行者・自転車の通行の障がいとなったりしているわけでございます。そしてまた、歩道部分の路面がかなりでこぼこであったりすることが多く散見されました。こういったことについても、子どもたちに優しい「ハートのまち」として、安全な通行・走行ができるようにしてほしいものだと思います。この点についても、当局のご所見はいかがでございでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、私のほうからご答弁を申し上げたいというふうに思います。

現在、京都府では国道307号の車道及び歩道部分の草刈りについては、主に夏場に実施していただいているところであり、特に繁茂が激しい箇所、通行に支障が生じるような歩道部の修繕については、早急に町からも連絡し、対処をお願いしているところです。

議員ご指摘にもありましたように、本町が掲げる「ハートのまち」にふさわしい安全な通行、安心して走行ができる道路管理については、今後とも京都府と連携を密にし、しっかりと情報を共有する中で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま副町長のほうから、府との連携を密にして対応したいということでした。その点、安全性を見て対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

つひては、中学生などの歩道を通常使っている利用者の生の声を聞いていただくというふうなこと、それに基づいて問題箇所のピックアップをします。細やかな配慮を重ねてお願ひしたいというふうに思ひます。歩道などの場合は、やはり実際に通行してみないとなかなかわからない部分が現実としてございます。先ほど申し上げましたように非常にでこぼこ、こういうのが現状でございますので、また、狭隘な部分もございますので、その点をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

次に、役場前の変則交差点の安全対策についてということでございます。

6月定例会でも、他の議員から町道郷之口岩山線などの交通安全対策についての質問がありました。なかなかすっきりとした明確な当局のお考えがなかったように記憶しております。

夏休み前に荒木区だけに限らずですけれども、各小学校の地域懇談会があったわけでございます。荒木の場合も、保護者の皆さんから毎年のことではあるということをお前提で、役場西北交差点、ちょうどこの議場の真下ぐらいになりますけれども、皆さん方から非常に横断歩道の安全対策をお願ひしたいということが出ておりました、これが強い要望というふうには私は聞いております。この横断歩道は、毎日登校時に荒木の場合、ちょうど30名の児童が3班に分かれて順次渡っております。

毎月第3水曜日だったと思ひますが、町長をはじめとして役場の皆さんの自主的な活動として、この場所においても多くの職員の皆さん方が朝の出勤時に交通安全の啓発活動を展開していただいております。日頃、本当にありがたいことだということでお感謝申し上げたいというふうに思ひます。また、朝の登校時については、交通指導員の方を教育委員会から配備していただいております、これも一つの大きな安心要素ではございます。

しかし、町道郷之口岩山線の交通量は、登校時のこの時間には東行き、西行きとも半端でない台数が通過しております、役場の職員の皆さんも近くでございますのでよくご存知であると思ひますが、一方、下校時には低学年の子どもたちだけの行動になったりします。現時点、大きな人身事故は発生してありませんが、今までにないことだということでお安心はしておられない、そういう状況であります。つひては、ぜひとも抜本的な施策の実施を、長年の願ひをお願ひして、現状についてどのように認識されているのか、所見

をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 平素は、松本議員におかれましては、交通安全見守りや今回の交通量調査を自ら行っていただくなど、常日頃からご尽力いただいておりますことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ご質問の町道郷之口岩山線は、児童生徒の通学路であるとともに、住民の方々の重要な生活道路になっております。当該町道の役場前交通量ですが、今回議員が調査していただいた結果では、最も通行車両が多い東向きの朝7時から8時前後の時間帯では約600台もの通勤車両等が通行しているとのことで、町といたしましても約10年前の1.5倍の交通量に増加していることを確認いたしております。

ご質問の町道郷之口岩山線と町道荒木竜王線の交差点は、変則交差点の形状となっており、PTAの皆さんからも安全対策のご要望をいただいているところであり、交通量も多く、横断者も注意を払って渡らなければならない状況であると認識しているところでございます。そのため、これまでからも30キロの速度制限及び交通安全を訴える啓発看板の設置や路面標示を行うとともに、交通安全指導員や見守り安全パトロール隊の方々による見守りや、町交通対策協議会におきましてもスピード抑制等の対策や街頭啓発活動に取り組んできているところであり、今後も田辺警察署をはじめ、各種団体と連携する中で、通行車両に対する注意喚起を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 繰り返しますが、町道郷之口岩山線の朝方の交通量は、今も出ておりましたようにかなりのもんだというふうに思います。南北から町道に入る車両もなかなか出られないという状態でございます。しかも、速度的にも30キロ制限でございまして、少しでも車間があくとスピードを上げると、こういう状態でございます。横断歩道で子どもたちが並んでいてもお構いなしやというふうに思います。混雑する出勤時のいらいら感が運転に出ている様子がうかがえます。

そして、先ほどのご答弁の中でもございましたように、最近の交通量がかなり多くなっているように私も感じております。2学期に入るまでに、今出ておりましたように2日間にわたって7時から8時までのこの交差点の通行車両、この実態調査を行いました。両日とも自動車の東行きが600台、西行きが130台、バイクが東行き西行き合わせて50台から60台、予想を超える台数と走行マナーであったと思います。特に、子どもたち

や高齢者にとっては危険性が高くなっていると痛感をいたしました。

また、来年、新庁舎の完成の折には、この地区の状況も多少変わるんだろうというふうに思います。全く心配が消えるわけではなく、むしろ役場がなくなることによって私は心配が増えるのではと思っています。したがって、対策としては、環境も条件も違いますが、道路拡張の時期だったと思いますが、他の地区では複数の点滅信号が設置されていました。確かに大型車両の通行はございませんが、交通量そのものでは変わっておらず、狭い見通しの悪い道路事情からすると、危険性では同様であるというふうに考えています。

については、保護者の強い要望として、例えば点滅信号の設置というのがベストですが、子どもたちや高齢者の事故があつてからでは遅い、絶対に事故があつてはならないというふうに思いますので、抜本的な交通安全対策の実施を強力に進めていただきたいというふうに思います。この点についてはいかがでございましょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ご指摘いただいております当該交差点周辺につきましては、先ほどの答弁でもございましたが、町といたしましても注意を要する箇所の一つと認識しているところであり、啓発のぼりを設置したり役場正面西側の植栽の一部を除去して、視認性の確保などに努めてきております。

ご要望の信号機設置については、引き続き京都府田辺警察署を通じ、強く要望してまいりたいと考えております。また、道路改良につきましても、庁舎移転の時期がタイミングの一つであるとも考えます。現在、検討を行っている役場庁舎の跡地利用も踏まえ、交差点改良等についても今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 信号機の設置については、田辺警察署を通じ強く要望していきたいと、こういうことでございました。

また、啓発ののぼりや植栽の一部を除去して視認性の確保などに努めているということでございます。点滅の信号機については、引き続き先ほどのように対応をお願いしたいと思います。ただ、啓発ののぼりは実態として逆に見通しが悪くなるケースもございます。その辺の状況を見て掲示をしていただきたいというふうに思いますし、植栽についても、

背の低い子どもたちにとっては見えない、環境の問題だとか、いろんな庁舎の周りの見ばえの問題もあるかもしれませんが、やはり安全性の問題が第一優先でございますので、ぜひ、子どもたちの目線で見えてどうなのか、運転者から見て、子どもたちの場合は大分低いわけですから見にくいということが現実でございます。その点、再度見直して対応をお願いしたい。この点を強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、通学路の猿の出没と危険性についてでございます。

本町では、夏場も猿や鹿の活動が活発化しています。特に、猿に強い関心をお持ちの住民の方の情報を私は日々もらっております。その動向を把握されて、おおむね予測されるところへ出没しているようでもございます。当該部局では、その状況を十分に承知されているというふうに私は思っております。特定の地域では農作物の被害において、今まで手を出さなかった時期外れの青い柿やゴーヤなどにも被害が及んでいるようでございます。住民の皆さんもやや諦めムードになっておられるところもございまして、それでいいのかなというふうに思うわけでございます。

ぜひとも、今年度のテーマでもございますモンキードッグの取り組みの推進、猿の動向を熟知されている見守りパトロールの実施を早急にアクションをお願いしたいと思います。この件は、昨日山本議員からもちょっと違う視点で提起されておりました。まず、この点を強く要望しておきたいと思います。

私の今回の質問は、子どもたちの安全についてであります。

登校時の集合場所や登下校時の道路において、猿の出没によって身の危険を強く感じたことにより、何らかの対応策を準備しておくことが必要だと感じたことでございます。決して荒木地区だけのことでなく、他の地域においても同様の危険性があると聞いております。各区や自治会との連携により、情報収集と猿の出没の情報があれば、登校時だけでも子どもたちのサポートをすべきだというふうに思っております。

1つの事例を申し上げますと、去る6月の末、28日でございますが、7時25分ごろに、いわゆる登校時の少し前に、1人の保護者から多数の猿が天皇住宅の周辺に出ていると、こんな情報がございました。私のほうに電話がありました。登校時の子どもたちに危険があると、こういう電話でございました。私は役場の産業のほうにも連絡をしましたが、子どもたちの集合場所である天皇の町営住宅並びにやすらぎ荘の近辺へ駆けつけました。子どもたちの集合場所で、もう既に猿が10匹以上その辺を走り回ったり屋根の上に登ったりと大騒ぎに子どもたちの中でもなっておりました。私が見守って、6年生の班長さんに集合場所をちょっと移動していただきました。何とかそういうことで事なき

を得たわけですが、そしてまた、こうした状況がたびたびあるわけではございませんし、そのときはその後、夏休みに入りました。それ以降、荒木地区でもそういう登校の時間帯ではございません。こういった事象に対して、まず当局としてご所感をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 野猿につきましては、現在、町内には2つの群れが生息しています。特に、夏場においては、山に野猿の食べ物となる木の実等が熟するまでの期間であり、餌となるものが比較的少ない時期でもあるため、山沿いの民家や家庭菜園にも現われ、野菜などに被害が出てきており、そのため、生活道路や民家近くなど、これまでよりより身近な場所で野猿を見かける機会が多くなってきておるところでございます。このことは、荒木地域を含む町内各所においても同様に発生しており、今回の登校時の出沒につきましても、これらのことが影響しているものと考えております。

町といたしましては、野猿の追い払いを含めた有害鳥獣対策を実施しているところですが、住民の皆様の生活や子どもの安全を守るため、より有効な方策が必要であると認識しておるところでございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ついては、猿の安全対策という点で、定例的な対応でないために難しい面はあるのですが、もし、こういった登校時にも猿が出た場合、私は学校・教育委員会ですが役場・地域・保護者・見守り隊などがマニュアル的なことを共有してはどうかというふうに思っております。もちろん、これらの学校・役場・教育委員会にも連絡は必要かもしれませんが、むしろ、時間的なことや距離的な問題もありますので、その地域（区や自治会、保護者、見守り隊）との密な連携も必要ではないかと思っております。その点で、共通した情報が生きた安全対策につながるよう調整をすべきじゃないかというふうに思います。この点についても、当局のご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

猿の出沒につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、野猿など追い払い隊や町職員による追い払い等を実施しているところですが、一度に複数箇所に出沒した場合や、出沒箇所が遠方の場合など、即対応できないときにおいて、議員ご提案の地域の方々と連携する中で対応できれば大変ありがたく、また、心強いものと感じているところでございます。

出没时间や場所、通学状況等が地域によってさまざまであることから、一律的にマニュアル作成は困難かと存じますが、例えば、子どもたちが注意する事項や対処の仕方、地域の大人の方々にお問い合わせする連絡・通報先の初動などを取りまとめた注意書的なものを作成し、地域や学校で活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 今ございましたように、マニュアルといった名称はともかくといたしまして、こういう猿の情報について、地域や保護者、学校、教育委員会や産業観光課などの共通認識が必要だと思っておりますので、まず子どもたちの安全を守るため、さらに工夫をお願いし、次の質問に移りたいと思っております。

次に、大きい項目の2点目でございます。

健康増進法の一部改正についてでございます。

この件の質問をしますと、議員の視線も気になりますし、当局の皆さん方の目も気になるんですが、受動喫煙の対応についてということで申し上げたいというふうに思います。

去る7月1日より受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が一部施行となり、行政機関の庁舎や病院、学校などの敷地内が全て原則禁煙となることになりました。京都新聞の6月23日の朝刊においても、そのことが大きく紙面に掲載されておりました。既に、役場庁舎敷地内等では全面禁煙を実施している5町村の中に本町が含まれているということでもございました。

同法では、敷地内禁煙が原則とすると規定されている。屋外喫煙所の設置は容認するが、あくまでも例外扱いで、人事院は6月に敷地内禁煙が原則で、屋外喫煙所の設置は推奨しないと、ちょっと曖昧でございますがそういう表現でございました。通知を各省庁に出しておきまして、本町の対応が方向として正しいことであるというふうに評価されるところでございます。

については、私は7月の文教厚生常任委員会の際に、本町が敷地内全面禁煙というこの記事が誤報ではないかというふうに質したわけでございます。当局から間違いないと、敷地内は禁煙やと、こういうことでございまして、そういう答弁でございました。

しかし、現実的には、6月には職員が公用車のガレージ前で喫煙していると。8月にも敷地内の公用車の中で喫煙しているという職員の姿がありました。また、8月にはプールの駐車場において、臨時職員ではありますが喫煙をされておりました。

町当局として、一般住民の皆さんに啓発活動も重要なことであります。改正健康増進法の趣旨をどのように認識をし、こういう実態である状況の中で、職員に対してどのように周知徹底されているのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 答弁申し上げます。

本町の喫煙対策につきましては、平成23年に庁内組織である喫煙対策検討委員会において、職員自らが率先し意識と行動を変革し、受動喫煙の防止のための取り組みを推進する。また、公共施設、公用車において受動喫煙の防止に努めることとしたところでございます。

現在は、受動喫煙防止の観点から、公共施設、公用車で喫煙の防止について、全施設敷地内禁煙として灰皿等を撤去し、職員に対して徹底を図ってきたところではございますが、率先して模範を示すべき職員が議員ご指摘のように役場敷地内において喫煙したことに関しましてはまことに遺憾であり、まずもってお詫び申し上げたいと存じます。

今後におきましては、再度、全職員に対しまして、たばこの健康影響について知識の普及や敷地内禁煙の徹底を、研修や職員通知などを通じて継続して実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） さて、2年前の9月、ちょうどこの定例会でございますが、私は喫煙と健康問題と題して、喫煙と健康の因果関係、受動喫煙の問題、たばこ税の関連、また、まだ明確でない加熱式たばこの健康問題も含めて、多方面から質問させていただきました。その際の答弁として、当該部局から喫煙・受動喫煙による健康への影響、その他背景を認識し、住民の皆さんへ健康に直結する課題として、がんをはじめとするさまざまな疾患へのたばこによる害・影響について、幅広い年代へわかりやすい情報発信に努めたい、そのときにこういうお話を頂戴しました。

また、職員や公共施設での対策については、総務部から公共施設での喫煙対策（受動喫煙）について、平成26年において、これらの再確認のため、全職員に周知を行っていると。受動喫煙防止の観点から公共施設、公用車で喫煙防止についても、職員に対して徹底を図っていると明言されました。

また、西谷町長に対し、喫煙対策の先頭に立つ覚悟をお聞きいたしましたところ、見事にご自身は禁煙を実行され、今なお継続されておまして、すばらしいリーダーシップ

を発揮されていると評価したいと思います。

以上のような経過であります。今回の改正健康増進法の関連でいえば、今なお公共施設内での受動喫煙対策が曖昧な取り組みが実態じゃないかなというふうに思われます。役場庁舎、上下水道、それから給食の共同調理場、総合文化センターをはじめとして住民体育館・住民グラウンド・テニスコート・児童公園（いわゆる宇治田原運動公園）、保健センター、老人福祉センターやすらぎ荘です、こういうことも含めて、公共施設では禁煙という解釈であるということ、本当にいいのかということでもあります。

例えば、グラウンド・テニスコート・児童公園のあるフェンスに、いまだにコート内は禁煙という表示があります。ちょっとここ何日間かによっては外されているかもしれませんが、私が先週見た感じでは、コート内は禁煙、ということはどうなのかというように、これも曖昧な表示であります。この状態は小さな子どもたちが遊ぶ公園を挟んでいるわけです。心配な受動喫煙の懸念が避けられないということでもあります。

このように、現在の本町の公共施設の喫煙対策は正直なところ曖昧じゃないかなというふうに思います。合致していないような実態であるように感じていますが、この点いかがでしょうか。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 答弁申し上げます。

公共施設の措置につきましては、町が管理する施設はもとより、施設の利用用途に応じ指定管理者により管理されている施設につきましても、法に定められた趣旨等について情報共有を図り、法の趣旨に基づく対応を行っていきたく考えております。

先ほども申し上げましたが、現在、公共施設につきましては、建物内のみならず、敷地内も含めて全面禁煙として受動喫煙防止に努めているところでございます。

また、改正健康増進法の施行を受けまして、ご指摘にもありますグラウンドやテニスコートの禁煙表示看板についても、新たに設置するなど対応を図ったところでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） また、いまだに身体への影響が日本ではグレーな扱いになっている加熱式たばこの問題も、どのように今後判断していくのか。新庁舎での取り扱いも、来春でございますか、本日の議論と全く同じように判断をしてもいいのか、最後に確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

今回の改正法では、役場庁舎、つまり行政機関の庁舎は、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとするものの、原則、敷地内禁煙とされております。加熱式たばこも同様に、原則、公共施設敷地内では経過措置を設けず禁煙とされています。

健康については誰しもの願いであり、受動喫煙の観点のみならず、本人の健康管理の観点からも公共施設の敷地内を全面禁煙とすることは意義のあることと考えます。

新庁舎においては、これまでどおり受動喫煙防止の観点から、公共施設敷地内は原則禁煙としてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） この件についてはこれで終わりますが、いずれにしても議員もそうなのですが、町当局の幹部の皆さん方も住民からすると非常に注目される立場でございます。そういうことと、もう一つは、住民の皆さんのご健康を第一にやはり考え、これらの取り組みの徹底をお願いして、次の質問に移ります。

公共交通の運行ルート（交通網）についてでございます。

いよいよ令和2年度の新庁舎完成まで半年という段階になってまいりました。わくわく感とともにいろいろな不安がよぎってまいります。新庁舎に関連して、住民の皆さんにはいろいろな関心ごとがありますし、町議会においても、先の定例会や委員会でも、新庁舎のみならず、公共施設の跡地の活用について議論のあったところではありますが、その際には跡地活用についての明確な進捗状況は示されなかったわけでございます。

本日の一般質問においては跡地活用の関連については問いませんが、住民の皆さんの、特に高齢の皆さんの関心事の一つであります新市街地・新庁舎へのアクセスについて、地域公共交通検討委員会でも2年以上前から協議検討され、自動車以外での交通手段として、公共交通によるアクセスを確保すると平成29年度に方針が出されました。したがって、それら公共交通としての運行について質したいというふうに思っております。

ついでには、特に本格的に新庁舎の建設工事が始まった今年度から、私自身、何度となく町道南北線周辺をウォーキングしております。私の足で国道307号線から新庁舎あたりまで歩いていくと14、5分かかります。逆に、新庁舎あたりから下ってくると11、

2分程度が所要時間でありました。

もちろん、高齢者が徒歩や自転車で新庁舎まで往復することは難しいと思います。したがって、高齢者の交通事故が多発し、運転免許の自主返納の動きがある中で、当然、町営バスなど公共交通の利活用が絶対に必要となります。現状の認識についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本件につきましては、これまでから宇治田原町庁舎建設委員会や宇治田原町地域公共交通検討委員会から、新庁舎への自家用自動車以外での交通手段といたしまして、公共交通によるアクセスを確保する必要があるとのご意見をいただいているところでございます。

また、議員ご指摘にありますように、府内での高齢者の事故の増加やそれに伴います高齢者運転免許証自主返納の促進につきましても、返納後の移動手段の確保の面から、公共交通の役割は大きいと認識しており、新庁舎への移転、その後のニーズの変化を的確に捉える中で、持続可能な公共交通を構築していく必要があると考えております。

今年度の地域公共交通会議におきましては、新庁舎へのアクセス確保の検討を最重要課題として、町営バスのルート見直し、ダイヤの検討を協議いただくこととしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 先日開催されました地域公共交通会議において、新庁舎・新市街地へのアクセスも含め協議をされたということでございます。新庁舎並びに都市公園については、本町の、言い方はいろいろあったかもしれませんがランドマークということで、町内外の皆さんにも大いに親しんでいただきたいというふうに思います。その他、検討されていることも含め、あればお示しをいただきたいというふうに思います。

改めて申し上げますが、新庁舎移転の令和2年度まであと半年と迫っております。それらの具体的な内容について、住民の皆さんにももっと明確にお示しをいただきたい。その点はいかがかというふうに思います。

○議長（谷口 整） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 地域公共交通会議においては、これまで町営バスの利用促進の取り組みや利便性の向上についてご議論を重ねていただいております。

今年度につきましては、これらに加えまして、新庁舎へのアクセス確保の検討が重要な議題となっておりますが、議員ご指摘にもありますように、新たな庁舎を含む新市街地

が町内外の皆様親しんでいただけるよう、公共交通の取り組みにつきましても大変重要と認識しており、今後本地域公共交通会議において種々ご協議いただくこととしております。また、ご意見、ご要望を賜る中で協議を重ね、新庁舎へのアクセスの方向性等が明確に出てまいりましたら、住民の皆様にはしっかり周知するよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 新庁舎へのアクセス確保が地域公共交通会議の重要な課題と、このように先ほどからも出ております。もう少し時間がかかるようでございますが、公共交通については、新庁舎計画の立案のときからの課題でもあったように思っております。早急に詰めていただきまして、住民の皆さんへの周知・アナウンスをしていただくように強く要望をしておきたいと思っております。

以上、本定例会での私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて松本健治議員の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○7番（馬場 哉） それでは、7番、馬場哉が9月の一般質問を行いたいと思っております。

まず1件目は、ごみ行政の課題、ごみ減量推進についてです。

プラスチックごみの削減を目指し、環境省が2020年以降義務化するとしているレジ袋有料化について、行政としても関係団体等を通じ、事業者に対応を促さなければならないのではとの質問を予定をしておりましたが、前日の垣内議員の質問に答弁をされておりますので、この部分は割愛をいたします。

海洋プラスチックごみのごみ問題の提起から消費者の意識を高める上では意味があるレジ袋の有料化だが、過大な期待は禁物で、他のプラスチックや飲料用のペットボトルと比べれば、レジ袋は多くのプラスチックごみの中で2%ほどというふうに言われています。本年度のエコパートナーシップ宇治田原の総会では、プラごみ削減として、ペットボトルのお茶を出席者に出されない対応をされました。このように、私たちの周りから少しずつ意識をすることが大切であると思っております。

本町も含め構成する城南衛生管理組合の清掃工場では、焼却熱で発電、売電をしてコスト回収を図っていますが、ごみの収集コスト、焼却施設の更新費用、焼却灰などの最終処分地、不燃ごみの埋め立て処分等、ごみ行政にはさまざまな課題があります。9月3日発行の城南衛生管理組合広報紙「エコネット」では、管理組合管内において、1人1日当

たりの家庭ごみ可燃ごみが昨年度は平成10年度に比べて約30%減らすことができたとの報告がありました。ごみの排出量削減は少しずつ進んでいますが、今後のごみを出さないリデュースの考え方を浸透し、総合的なごみ削減を図らなければならないが、今後の具体的な施策についてお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 循環型社会の形成にはごみの3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルを推進することが必要ですが、議員ご指摘のとおり、ごみの排出量を削減するリデュースが最も重要だと言われております。住民の皆様にもごみを出さないリデュースの考え方を持っていただけるよう意識の醸成に努めるとともに、安易にごみを出さず、ごみの排出量削減が期待できる方策の一つといたしまして、現在、町環境審議会において、一部大型ごみ収集の有料化などを検討していただいているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 全国で多くの自治体のごみの有料化を実施しています。本町でも、家庭から出る一部大型ごみの収集有料化を検討しているとのことであるが、その課題は何でしょう。また、一部大型ごみだけでなく、ごみ有料指定袋制導入による家庭系可燃ごみ処理有料化も検討しているのでしょうか。有料化がごみの排出量削減につながるかの分析をしているのかお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本町では、大型ごみの収集や家庭ごみの処分場への自己搬入が無料となっており、有料化されている周辺自治体に比べ、ごみ排出量削減の妨げとなっていると考えられるため、制度の改正に向けて検討を進めているところでございます。

有料化することで、住民の皆様には当初戸惑いがあるやもしれませんが、ごみの減量に必要な制度改正にご理解をいただけるよう、説明と啓発に努めてまいりたいと思います。

なお、将来のごみ袋有料化につきましては、城南衛生管理組合管内市町と情報交換等を行いながら、調査・研究してまいりたいと思います。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） ごみの有料化については、ごみの排出削減には有効な手段とのお考えのようだが、今おっしゃったように、くれぐれもごみ減量に必要な制度改正にご理解をいただけるように、十分な住民説明と啓発に努めていただきたいと思います。

また、将来のごみ有料指定袋制導入については、城南衛生管理組合管内市町で情報交

換を行いながら調査・研究するとのことですが、可能な限り、その検討経過が住民の皆さんに見えるようにしていただきたいと思います。

それでは、2件目の質問に移ります。

学校給食の食品ロス、学校給食の食べ残しの現状と削減の取り組みについてお聞きをいたします。

スーパーやコンビニで販売される食料品のいわゆる食品ロスは、社会問題として提起され、徐々に対策が始まっています。これら経済活動での食品ロスとは少し意味合いは違うのですが、食べ物を大切にする、また先ほども取り上げたようにごみを減らすとの課題解決の点では、学校給食についても考慮をしなければならないと考えます。

私も年に一、二回小学校で給食を食べる機会があるのですが、意外と食べ残しがあるように感じました。共同調理場が提供する学校給食において、食べ残しの現状をお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 食器洗浄作業の都合上、宇治田原小学校と維孝館中学校の2校で給食の食べ残しの調査をしております。小学生ではカレーや揚げ物、肉料理など、子どもが好きな給食のときは食べ残しが少ない反面、骨つきの魚や切り干し大根、煮物など、苦手とする給食のときには食べ残しが多いことがあります。データとしましては、好きな給食の場合はほぼ完食ですが、苦手な給食の場合は15%程度の残食が出ます。

中学生も嗜好に関しては同じ傾向にあります。体格や運動量の違い、思春期の状況などから食べる量の個人差が大きくなります。また、主体的に行動できる時期でもあるため、小学生のような給食指導は行わないことから、小学生の残食と比較しまして、米飯につきましては一定の残食、提供量の10%から20%が出ている状況でございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 全国の学校給食と同様に食べ残しが生じる原因や背景について、答弁で理解ができました。そのような中でも、本町では食育の観点から、保育所で園児が野菜を育てる体験や、小学校では給食に使う食材の生産者を招いての食育授業を実施されており、このような取り組みで食材の好き嫌いを克服する子どももいることでしょう。また、SNSを通じての給食情報の発信は町内外のたくさんのフォロワーに届いていると思われ、給食甲子園準優勝の宇治田原が誇る学校給食です。引き続き、その取り組みを充実していただき、食育の現場だけでなく、家庭とも連携を深めながら、子どもたちの健康的な体づくりにつながればと考えます。今後、学校給食の食品ロス削減に向けての取り組

みについて、考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 調理場では、給食の時間を食育という1つの授業と位置づけ、給食を通して栄養や食事について子どもたちに学んでほしいと考えております。好きなものだけを食べる、栄養補給さえできればよいといったわけではなく、健康で成長するために必要なものは、子どもたちが苦手な献立であっても提供することがございますし、どのように食事をするかなど、食事の仕方や雰囲気についても理解することが重要であると考えております。

残食の関係では、以前は給食の完食指導が行われておりましたが、体格差や心の問題もあり、指導方法の変更等によって現在は一定の残食が出ております。しかし、残食の多かった献立のときは、調理場で話し合い、検討を重ね、改善できる点は改善するようにしています。

各ご家庭へは給食だよりを配付し、またSNSでも町内外の方々に本町の給食の取り組みを発信しているところですが、学校給食を通して食の大切さはもちろんのこと、食品ロスなど環境にかかる課題等につきましても発信していくことが大切であると考えております。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 子どもたちに学校給食を通して食の大切さ、食事に対する満足感や責任感を養うことにつながればよいというふうに思います。

話は少し変わりますが、我々のときはいわゆる自校方式の給食でした。調理員さんが作業されている様子もうかがえ、給食の時間が近づくといい香りもして、給食をおいしく食べました。今でも、何となく味を覚えているメニューもあります。このようなことから考えると、学校現場に給食調理場があると食育の点では効果があると考えます。顔が見える給食は子どもたちの安心感からしっかり食べることができるでしょう。食育の点からもメリットはあるので、学校施設一体化をする際は、給食調理場の併設も検討してよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 現在の本町の学校給食は、給食甲子園で準優勝するなど、あらゆる工夫により安全・ヘルシーでおいしい給食を子どもたちに提供できているところでございますが、学校施設の中に給食施設があれば、調理員と児童生徒が顔の見える関係をつくることができます。これは本町が目指す人と人がつながる教育、人や物に感謝す

る心を育む食育であると考えております。また、ほかにもメリットはたくさんあります。例えば、給食を各校に配送する必要がなくなるため、できたての給食を提供できること、配送回収にかかる時間等の縮減や設備費用の軽減などがございます。

小中一貫教育に係る施設一体型の考え方の中で、先に挙げましたメリット等を考慮しつつ、財政面等あらゆる角度から給食施設につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 現在、800食の給食を提供している現状ですが、設備的な稼働率という言い方をすると現状は約60%です。給食施設について、あらゆる角度から検討していくべきではないかとの私の考えを述べておきます。

さて、再び話を食品ロスに戻すと、長野県では残さず食べよう！30・10運動を実施されています。これは、宴会や会合等で最初の30分と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという運動です。

食品ロスをなくし、ごみを削減することは少しの心がけで実践が可能です。住民の皆様にも、各ご家庭においてご協力をよろしくお願ひしたいと申し上げまして、次の件の質問に移ります。

最後に、都市計画について、宇治田原インターチェンジ周辺の土地利用についてお聞きをいたします。

郷之口下町交差点付近で、建築関係と流通、2つの事業所の建設が進められています。新名神宇治田原インターの近くは、その利便性を生かし、今後も開発が行われるのではないかと考えます。インターチェンジは高速道路を使って宇治田原に来られる観光客の受け入れ口であり、また、近くに住宅地もあるので、環境面での開発や建築制限も必要ではないかと考えます。

今後、この周辺の都市計画に沿った上での開発はどのように進んでいくのでしょうか、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 都市計画制度の導入や都市施設の都市計画決定などにより一定の誘導を図り、宇治田原工業団地、銘城台や緑苑坂などの一団の開発に対応してきたところでございます。大規模な一団の開発に当たりましては、建築物用途の制限など詳細にわたって取り決めを行ってまいりましたが、法的拘束力を有しない紳士協定的な位置づけのものでございました。そのような課題を克服するため、平成16年には用途地域をは

じめ、特別用途地区の指定など、都市計画制度を導入したところでございます。

本町での大規模な開発や工場立地に当たりましては、諮問機関である開発審議会において適否を審査いただいているところですが、町といたしましては、可能な限り本町への環境負荷を抑制するため、開発申請の相談段階におきまして、当該企業、事業所の状況を現地において確認させていただく手続をとらせていただいているところでございます。

また、新名神高速道路仮称宇治田原インターチェンジ周辺におきましては、インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区を指定し、銘城台をはじめとした住居地域への環境負荷の軽減と周辺の土地利用を適切に誘導するため、立地可能な事業所が営むことができる業種の限定を行っております。今後ともこれらの制度を適切に運用、適用することにより、立地企業、事業者の誘導を図ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 答弁で、宇治田原インターチェンジ周辺は環境保全特別用途地区に指定されており、また当局では、従前より開発や工場立地に対して申請の相談段階において当該企業、事業所の状況を現地にて確認されているとのことですので、今後もしっかり対応をお願いしたいと思います。

まちの発展には、企業誘致や人口を増やすための宅地開発等の施策が必要だと考えています。しかしながら、新市街地のランドデザインが確定していない中で、5年後の学校施設の一体型を契機に、先ほど申し上げたように、給食センターの移転に伴う跡地を用途指定に沿って商業施設とすることも可能ではないでしょうか。工業団地以北の道路延伸が完成すれば、交通量も増え、引き合いもあるのではないのでしょうか。また、前回6月の議会で提案をさせていただいたように、田原小学校跡地も宅地開発を誘導し、人口増を図ることも可能です。

さて、今般、総合計画見直しに中学生に対してのアンケートを実施されておりますが、「お茶のまちとして、茶摘み体験を核に飲食をするためのカフェやショップがたくさん集まる複合施設が国道近くにあればよい」、これは中学生のまちづくり授業で毎年必ずと言っていいほど中学生から提案されるプロジェクトです。これら、まちづくり戦略の実現には、知恵と労力、資金の選択と集中が必要です。総合計画の見直し事業で住民の皆様からいただいた貴重な意見を分析し、いつもおっしゃるように行政内部で検討した上で将来の設計図を早期に住民・議会に示していただき、大いに議論するべきであるとの私の考えを申し上げて、質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて馬場哉議員の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○6番（原田周一） 昨日からの一般質問で10番目ということで、私で最後になりました。大変お疲れやと思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

まず環境問題と、それから教育問題についてご質問いたします。

まず1件目は、環境問題の山林による温室効果ガスの削減でございます。

京都議定書から20年余り、その後のパリ議定書などが話題になった以後、あまり温室効果ガスについて大きな話題になることも耳にしなくなりました。しかし、各地の風水害による被害は、近年の異常気象と生態系への影響はより顕著になり、温室効果ガスの排出量と吸収量をバランスさせる大切さから、山の森林整備で減らす内容も盛り込まれています。

私は、水資源確保・土砂災害などの観点から、何度か山林の管理について問題の提起を行い、また、経営管理の面でも質問もしてきましたが、今回は温室効果ガス削減の観点からお尋ねいたします。

議定書には、温室効果ガスの排出量と吸収量をバランスさせることを受けて、カーボン・オフセット事業として活用する取り組みも示されています。多くの自治体も取り組まれ成果として表れていますが、一般社会の理解不足もあり、企業などの取り組みにおいては差があるようでございます。この事業について、少しずつ前進しておりますが、牛歩のようでございます。

過日、新庁舎建設に際しての質問で、地中熱の利用について温室効果ガス削減の観点からも提案させていただきましたが、残念ながら資金面等の問題で導入不可の結果になりましたが、山林管理に温室効果ガス削減の一つの取り組みとして、カーボン・オフセット事業の前段階として、FM認証林制度があります。

FM認証とは、適切な森林管理が行われていることを認証する制度で、FM認証林は7月末現在で、国内では35件の森林が認証され、全国約41.5万ヘクタールのうち、京都府内では民間企業が所有する山林1件の約189ヘクタールが認証されています。現在、登録件数・面積は小さいですが、温室効果ガス削減の機運が高まりつつあり、年々増加の傾向にあります。山梨県をはじめ、全国の自治体が積極的に取り組まれているほか、各地区森林組合も民間私有林とともに認証を受けている現状があります。

本町は75%が山林面積であるため、FM認証を積極的に取り組み、温室効果ガス削減の観点から進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） 森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は幹や枝などの形で炭素を蓄えており、地球温暖化防止に大きく貢献しております。この環境面での大切な働きを維持、継続するためにも、適正な森林管理、森林経営が求められております。

ご質問のFM認証につきましては、その目的といたしまして、環境保全の観点からも適切で経済的にも持続可能な森林管理であり、第三者認証機関がその目的に合致する森林を認証する制度でもあります。このFM認証は環境保全という側面を持っておりますが、そのFM認証森林から産出される木材が製材、加工等の流通段階においてもその管理の連鎖がしっかり行われるよう、加工業者等にもCOC認証というものを取得し、森林から最終製品（認証材）になるまで流通の一部を構築するもので、持続可能な森林経営を支援する制度と考えております。

本年の4月1日には森林法が一部改正され、また、森林経営管理法が新たに施行されました。あわせて、令和6年度から徴収が始まる森林環境税が、先行して譲与税として今年度から市町村に交付されます。このように森林管理のあり方など、林業を取り巻く環境が大きく動き始めたところでございます。

本町におきましては、町面積の約75%が山林であり、町有山林106ヘクタールを保有しており、今後どのように管理されていない山林を適正に行っていくべきか、検討を始めたところでありますので、町有山林のFM認証取得の段階には至っていないと考えております。

温室効果ガス削減の観点からは、森林の適正な管理を行うことが重要であると考え、町といたしましては、引き続き、町有山林の間伐、適時の伐採等を行う中で、町内山林の適正管理に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 昨年12月議会で、森林経営管理についても質問させていただきました。森林経営管理に基づく管理とともに、町面積の75%を占める森林の保全のため、環境に配慮した持続可能な経営システムを構築し、認証林の拡大を図っていく必要があると思います。

また、先ほど木材加工におけるCOC認証のことも答弁されました。FM認証・COC認証は、冒頭申し上げたカーボン・オフセット事業の前段階事業であり、その後にはオフセット・クレジット制度があります。オフセット・クレジットは直接削減できない二酸

化炭素の排出分を植林事業やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺する制度で、カーボン・オフセットに用いるために発行するクレジットであり、先進地の自治体・森林組合では既にこの制度を利用しているところもあるようです。

先日、視察研修で訪れた富山県は、立山連峰がそびえ立つ風光明媚なところですが、富山気象台によると、富山は100年間で2.1度の上昇で、冬だけ見ると100年間で2.3度上昇しているとの発表もあり、原因は都市化の影響とも言われています。

最近、ブラジル、アマゾンの森林火災による消火の様子が毎日のように放映され、国際的な協力のもと、消火に当たっています。また、去る8月1日には、シベリアにおいても大規模の森林火災が発生し、その消失面積はベルギーと同じ面積との報道もあります。シベリアでは永久凍土が解けて、その中に含まれる高濃度のメタンガスが大気中に放出されており、森林は二酸化炭素を吸収し、温暖化防止に貢献しているとの話は全くそのとおりであり、町面積の75%を占める森林の保全は、移住定住を求めてくる方や次代の子どもたちへ、町の大きな財産として管理していく必要があります。そのことが山林による温室効果ガス削減につながることになると思います。当局のご見解をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、町といたしても、温室効果ガス削減の観点から森林の適正な管理を行っていくことは大変重要であると認識するところでございます。

本町の森林管理の状況、また林業を取り巻く状況から、現状では認証森林と森林管理は切り離し、本来の森林が持っている8つのチカラ、「地球環境保全」、「災害防止」、「水源涵養」、「保健、レクリエーション」などの機能をしっかりと果たせるよう、適正な森林管理に取り組んでまいり、あわせて持続可能な森林経営についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 本町の森林の管理状況から、現状における適正な森林管理に取り組み、持続可能な森林経営についても検討していくとのただいまの答弁でございました。

町有林を保有し、75%を占める山林を持つ自治体として、本町の取り組みの進捗はテンポが遅いように思います。この町に移住された多くの方々は、交通の不便さよりも環境を優先して移住されているとの声を耳にします。一刻も早い段階でカーボン・オフセットの考え方のもと、適正な山林管理に取り組んでいただきますようお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、2件目の町の温室効果ガス削減についてお尋ねいたします。

役場庁舎の温室効果ガス削減の取り組みについてお尋ねいたします。

本町では、取り組みとして平成19年度より宇治田原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定され、町行政自ら率先して、環境に配慮した取り組みを進めてこられました。計画は平成24年度から28年度までを計画期間とする第2期計画を経て、29年度からは新たに第3期計画期間に移行されているようです。

京都議定書以来、本町でも環境に対する意識向上が図られ、無駄な電気の消灯や冷房の温度管理、ノー残業デーを決めるなど、さまざまなことに取り組み、温室効果ガス削減に寄与されてきました。平成24年度から28年度までの5カ年の第2期計画期間について、問題点及び成果などの検証結果についてお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本町では、業務に係る温室効果ガスの発生を抑制するため、5年を計画期間とする宇治田原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を平成19年度に策定し、電気使用量や公用車の燃料使用量などの削減に努めてまいりました。

平成24年度から28年度は第2期計画期間に移行し、平成23年度実績を基準に計画期間中に町の業務に伴う温室効果ガスの排出量を5%削減することを目標として設定いたしました。結果といたしましては、最終年度で基準よりも1.3%の削減となりましたが、目標を達成することはできませんでした。

項目別では、公用車の燃料使用量、水道使用量、一般廃棄物排出量については削減目標を達成できましたが、OA用紙の使用量、電気使用量、ガス使用量、灯油使用量については目標を達成することができませんでした。電気や灯油の使用量は気候にも左右されるため、計画的な削減が難しい部分がございます。また、OA用紙は文書や資料作成等が多くなるなど、使用量が増加の傾向にあります。

平成29年度からは第3期計画期間に移行し、28年度実績を基準に温室効果ガス排出量を7.2%削減することを目標としております。これまでと比べ、非常に厳しい目標設定となっておりますが、パリ協定の締結に伴う国の計画では、2030年に2013年比26%の削減を目標としているため、行政として積極的な目標設定を行ったものでございます。

電力使用量の削減には設備の改善が効果的で、現に空調設備を更新した町立保育所では電力の使用量が大幅に削減しております。役場庁舎も来年度に移転を予定しているため、エネルギーの使用環境が大きく変化するものと思われまます。庁舎の移転後はその状況を踏

まえながら、計画及び目標設定を見直しながら、さらに温室効果ガスの削減に努めてまいります。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） ただいまの答弁で、この5年間の第2期計画期間は5%の目標値に対し、最終年度で1.3%の削減にとどまり、未達成とのお答えでした。

昨今の新入社員は、生活の中にごみの分別などエコに対する意識が根づいている世代であると思います。対して、中堅世代は長年の生活でエコに対する意識が大きく変化した時代でもあるため、中堅世代への啓発といった取り組みも必要と考えます。

電気や灯油の使用量は気候にも左右され、計画的な削減が難しい面があるとの回答には理解できる部分もありますが、その気候変動による異常気象は温室効果ガスの影響と言われております。また、OA用紙は文書や資料作成が多くなっているとのことですが、例えば、タブレット端末などの導入によるペーパーレスの推進を図ることが考えられます。また、先ほど、効果として空調設備の更新で保育所などは電気使用が大幅に削減されているなど、庁舎移転を見据えたハード面の更新で期待できることも大きいですが、平成19年度に実行計画を策定されてから10年が経過する中で、資源の削減・省エネの実施などによる経済効果が表れてくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議員ご指摘にもありますように、環境問題への関心が高まる中で育ってきた若い世代とそれ以前の中堅世代とでは、環境への意識ギャップもあるため、全世代が同じ問題意識を共有することが重要であると考えております。

また、日常業務の中での努力だけでなく、ペーパーレスの推進や設備の更新などが温室効果ガスの削減には重要と思われ、来年度の役場庁舎の移転が一つの大きな転機になると考えております。

経済効果につきましては、エネルギーの使用量やごみの排出量が削減されることで経費の削減につながる一方で、設備の更新などに要する費用も考慮しますと、単純な算定はできませんが、コスト面も意識する中で、職員一丸となって温室効果ガスの削減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 新庁舎移転後に期待する部分もありますが、宇治田原町地球温暖化防止実行計画の活動を進めるに当たりまして、町職員が一丸となって環境経営の視点に立って業務や施設運営の見直し、改善をさらに取り組みされることを切望して、この質問を終

わりたいと思います。

次に、教育問題で、A L Tの増員についてお尋ねいたします。

現在、維孝館中学校及び田原、宇治田原の2小学校、また町立保育園、うぐいす幼稚園などで2名のA L Tが英語学習で配置されていますが、例えば、群馬県高崎市では市内の小学校1校に1人の割合で採用しているところもあります。この外国語指導助手は、小学校教師や中学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には学校の諸活動にも積極的に参加し、子どもたちと日常的な触れ合いを持つケースもあり、本町も同様の活動をされていると思います。

小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えております。2019年度までは外国語活動・教科としての外国語が先行実施されて、本町においてもかなり早い時期からA L Tによる授業が実施されてきました。ネイティブスピーカーの発音を子どもたちに聞かせることは大変有効であり、直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、将来の国際人を生み出す意味においても大変貴重な教育と思っております。

A L Tを採用した地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税が加算されると聞きました。また、一方で近年は日本文化への関心の高まりにより応募する外国青年も多く、選抜により来日しているとのことで、自治体の必要人数は100%満たされ、その質においても定評があるとの声も聞いております。

2020年度の学習指導要領では、小学校3、4年生で35時間、5、6年生では70時間と伺っております。

先日、沖縄県南城市へ両町ハート形の地形のからの関係から、友好都市として町職員、副議長、それから副町長らが訪問されました。議会からは、現在海外交流を続けている中国雲南省だけでなく、英語圏での友好都市の締結も必要との声も当局に届いているとおりであります。

2020年度の新学習指導要領の全面実施を見据えた国際教育の展開を期待する意味からも、現在の2名から3名の体制を進め、1校に1人のA L Tの採用を検討し、英語教育の充実を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 議員ご指摘のとおり、幼少の時期から外国語に慣れ親しんだり、外国人と触れ合ったりする体験は、語学力の向上だけでなく、他国の文化を知り、国際感覚を身につける上でも大変重要なことと考えております。

本町では、現在2人のA L T（外国語指導助手）が町内の小中学校で外国語活動、英

語の授業に指導助手として勤務をしております。小学校では、両小学校ともに3年生から6年生の外国語活動の全授業に、中学校では、1年生から3年生までの授業に週2回入る体制をとっています。他にも、保育所・幼稚園児と月に2回程度、簡単な英語を通した遊びやゲームを行ったり、英検の事前学習、寺子屋学び塾での英語活動等で子どもたちを指導したりして、英語によるコミュニケーションの大切さを伝えております。

府内他市町と比較いたしましても、子どもたちにかかわる時間は多く、今後も現状を維持しつつ、取り組みや指導内容をさらに充実させ、子どもたちの語学力の向上及び他国の文化を尊重し、宇治田原町、京都や日本のよさを自分の言葉で話せる国際感覚を身につけた人に成長できるよう育てていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 本町の現在ALTの2名体制で学校授業のほか、保育園・幼稚園なども月2回程度、遊びを通した取り組みや寺子屋学び塾などでも指導しているとのことでお話ありがとうございました。時間数からして、来年度4月からの2020年度の新学習指導要領完全実施に向けての取り組みに向けては十分対応できるのではないかというふうに認識をいたしました。

今回、新たに12代目ALTとして新しい先生が着任されました。

私は、過去何度か仕事などを通じて渡航の経験がありますが、そのとき、日常会話がスムーズであればもっと違った視野になっていたとの経験があります。

本町では、英検などの補助を含め、さまざまな形で町としても取り組んでおります。本町の子どもたちへは、自分の言葉で話せる国際感覚を身につけた人に成長できるよう育てていきたいとの答弁でございました。

教育長においては、着任後、この間、子どもたちをいろいろ見てこられました。将来の本町を担っていくであろう子どもたちにかける思いをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

2学期に入りまして、小中学校では元気な子どもたちの姿が戻ってまいりました。落ち着いた中で勉強やスポーツに取り組んでおり、登校時も元気に挨拶をしてくれております。

また、この夏の教育委員会主催の「寺子屋うじたわら学び塾」でも、自分のやりたいことや知りたいことなど、好奇心や目標を持って通ってくれる子どもたちを見て、大変心強く、うれしく思いました。また、夏休み、毎日のように文化センターロビーで勉強に励

む高校生の姿も印象的でした。

子どもたちは子どもたちなりに自ら学ぶことの大切さを感じ、学習を通して知識を身につけ、体験や経験を通して生きる力・知恵をつけていきます。成長過程において、つけるべき力をしっかりと身につけることができるように教育環境を整えることが、私たちに課せられた責務であると強く感じているところでございます。

また、議員の話にもあります日常英会話は今後の大きな財産になります。先ほどもありましたALTの指導を通して国際感覚を身につけることや、ICT機器等の有効活用を通して資質・能力を向上させることなど、今、求められる教育を積極的に実施していくこととともに、ふるさと宇治田原町を誇りに思う心豊かな宇治田原っ子の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） ただいま教育長から本町子どもたちへの熱い思いが述べられました。また、登校時も挨拶してくれていますということで、公務もお忙しい中、見守りを兼ねた活動もされていると推察いたします。

しかしながら、先ほどの熱い思いに語られているとおり、もっと子どもたちと接触時間を多くしていただきまして、先ほどの答弁でもありました思いの実現に向け、宇治田原っ子を育てていただきますよう熱望して、この質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は9月12日午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日は大変お疲れさまでした。

散 会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 松 本 健 治